

小川富也税理士事務所だより

編集発行人
税理士・行政書士
小川富也

〒796-0068
八幡浜市浜之町180番地
TEL 0894-24-3355
FAX 0894-24-2882

謹賀新年

平成27年元旦

法定調書

◇提出調書と支払内容◇

〈提出期限〉
平成27年
2月2日(月)

給与所得の源泉徴収事務の締めくくりである年末調整の手続きが終わった後、引き続き行わなければならないのが「法定調書」の作成・提出作業です。

法定調書とは、所得税法、相続税法及び租税特別措置法等の規定により、(平成26年中に)一定の支払い等をした際に、その内容について所定の調書を作成し、所轄の税務署に提出するよう義務付けられているものです。

例えば、従業員に対して給与を支払った場合には「給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書)」、特定の者に報酬等を支払った場合には「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の提出が必要となります。

また、地代・家賃を支払ったり、不動産の買入代金を支払った場合のように源泉徴収の対象とされていないものについても「不動産の使用料等の支払調書」や「不動産等の譲受

けの対価の支払調書」の提出が必要
です。

しかし、法定調書の作成・提出の手続きは提出義務者にとって相当の負担ともなります。そこで課税の公平性を害さない範囲内において、区分や支払金額により提出不要の限度を設けていたり、所轄税務署に提出する「給与所得の源泉徴収票」と市区町村に提出する「給与支払報告書」などは様式を統合するといった負担軽減措置が講じられています。

法定調書には多数多様な種類がありますが、ここでは一般的に会社が提出をしなければならない6種類の法定調書の支払内容についてまとめました。

それぞれの法定調書の金額による提出範囲や提出不要のもの、その他詳細につきましては、税務署より配布の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照下さい。

主な法定調書	支払の内容
給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書) ※給与支払報告書は市区町村に提出	俸給、給料、賃金、歳費、賞与、その他これらの性質を有する給与
退職所得の源泉徴収票・特別徴収票 ※特別徴収票は市区町村に提出	退職手当、一時恩給、その他これらの性質を有する給与
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	所得税法第204条第1項各号並びに所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金 (外交員、集金人、電力量計の検針人、ホステス、コンパニオン等への報酬、料金や広告宣伝のための賞金等)
不動産の使用料等の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価
不動産等の譲受けの対価の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の対価
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	不動産、不動産の上に存する権利、総トン数20トン以上の船舶、航空機の売買又は貸付けのあっせん手数料

中小企業の取引トラブル 「下請かけこみ寺」で調停

「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」「無理な値引きを強要された」。企業間にはさまざまな取引をめぐるトラブルがありますが、中小企業においては力関係の影響で「泣き寝入り」してしまうケースも少なくありません。

●「かけこみ寺」に寄せられた相談の事例●

- ・支払い日を過ぎても代金を支払ってくれない。裁判を起こそうか悩んでいる。
- ・原材料が高騰しているのに単価引き上げに応じてくれない
- ・受注の見返りに取引先の商品を購入するよう言われた
- ・発注元から梱卸し作業を手伝うよう要請された

こうした中小企業が抱える取引上のさまざまな悩みへの相談や調停を行うのが中小企業庁の委託による「下請かけこみ寺」です。

「下請かけこみ寺」は、全国47都道府県の下請企業振興協会と全国中小企業取引振興協会の計48か所において取引に関するさまざまな相談に対応するため設置されました。各種相談のほか、紛争の早期解決のための裁判外紛争解決手続き（ADR）も実施しています。

中小企業からの取引に関するさまざまな相談に対して、中小企業の取引に関する専門家が対応し、適切なアドバイスをを行っています。相談内容は業種に係らず、中小企業者からの「取引に関する紛争相談」であれば、まずは何でも取り扱うこととしています。ただし、取引あつせん、技術、金融、労働等に関する相談は除きます。

また、商工会議所、商工会、全国・都道府県中小企業団体中央会、中小

企業基盤整備機構等に寄せられた相談も、取次ぎができるよう連携しています。相談内容の秘密は厳守され、相談費用は無料です。

■トラブルの事例■

・支払日が過ぎても代金を払ってくれない
 ・客からキャンセルされたから「いらない」と言われて返品された
 ・代金の値引き（減額）を要求された
 ・期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない

・仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた
 ・原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない

■裁判外紛争解決手続（ADR）■

ADRは、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく手続であり、企業間の紛争について裁判によらず、専門的な知識を有する第三者（弁護士）による調停によって、当事者双方が納得するまで話し合い、簡易、迅速に解決を図るものです。手続きはトラブルの解決を調停で行いたい中小企業者の申立により、下請かけこみ寺がトラブルの相

手方へ調停手続参加の要請等を行い、調停人の弁護士による調停を実施する仕組みです。

ADRでは、紛争当事者間の和解の仲介を行います。裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外には秘密が守られます。

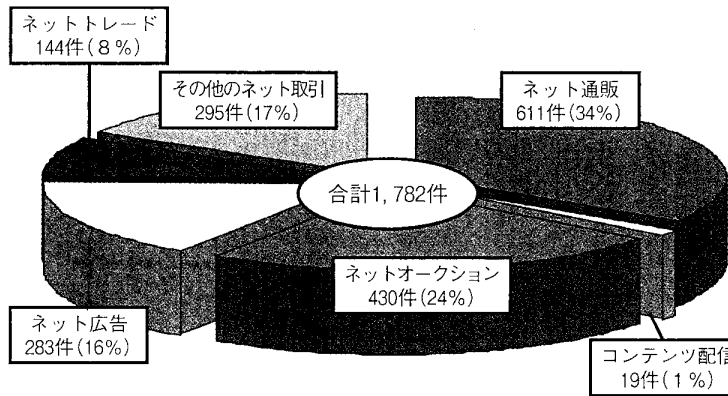
当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を定めることができます。短期間で調停手続が進められます（一般的には調停を開始してから、約3カ月程度で終了します）。ADRの費用は無料です。

「下請かけこみ寺」では、代金の代理回収を行うことはできませんが、回収のための各種アドバイスをを行うことで債権回収ができた事例もあります。

また、下請かけこみ寺に相談しただけで、直ちに問題が自動的に解決するということはありません。しかし、相談者が下請かけこみ寺の相談員に解決したい問題を相談することにより、解決の糸口を見つけられる場合があります。

全国の「下請かけこみ寺」と詳しい内容は、公益財団法人・全国中小企業取引振興協会HP
<http://zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm>

調査状況 (取引区分別) / 平成25事務年度



◆ ネット取引調査 ◆
 1件当たり1222万円の申告漏れ

ネットショッピングやネット広告といったインターネットを介しての取引が定着しています。ネット取引が普及し始めた2000年頃には、事業者間での取引が一般的でしたが、近年では、ネットオークションにみ

られるように消費者間同士での取引も盛んに行われるようになりました。一般消費者は利益を上げながらも、そもそも申告をするという意識が低かったり、ネット取引は無店舗による事業形態であることなどから取引実態の把握が困難として、国税当局はネット取引への調査を強化してきました。

国税庁によると、平成25事務年度(平成25年7月～平成26年6月まで)では、ネット取引をしている個人事業者などを対象に1782件(平成24年事務年度1886件)を実地調査した結果、1件当たりの申告漏れ所得金額は1222万円(平成24事務年度1091万円)となりました。近年の調査事例では、日本で人気の海外ブランドの子供服を個人輸入し、自らのウェブサイトで販売、所得の一部を除外していた事例や、ネットオークションでのオンラインゲームのアイテム取引による利益の申告漏れなどの事例があったとしています。

1月の税務と労務

一 税 務 一

- ★ 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
 (1)提出期限…本年最初の給与支払日の前日
 (2)提出先…給与の支払者(所轄税務署長)
- ★ 支払調書の提出 提出期限…2月2日
- ★ 源泉徴収票の交付
 (1)交付期限…2月2日
 (2)交付先…①所轄税務署長 ②受給者
- ★ 固定資産税の償却資産に関する申告
 申告期限…2月2日
- ★ 個人の道府県民及び市町村民税の納付(第4期分)
 納期限…1月中旬において市町村の条例で定める日
- ★ 26年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
 納期限…1月13日(年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月20日までに納付)
- ★ 26年11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
 申告期限…2月2日
- ★ 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
 申告期限…2月2日
- ★ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税) 申告期限…2月2日
- ★ 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)…半期分
 申告期限…2月2日
- ★ 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
 申告期限…2月2日
- ★ 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(9月決算法人は2カ月分)(消費税・地方消費税)
 申告期限…2月2日
- ★ 給与支払報告書の提出
 (1)提出期限…2月2日
 (2)提出義務者…1月1日現在において給与の支払をしている者で、給与に対する所得税の源泉徴収義務がある者
 (3)提出先…給与の支払を受けている者の住所地の各市町村長

一 労 務 一

- ★ 労働災害保険事業開始届 提出期限…1月13日
- ★ 健保・厚保の保険料の納付 納期限…2月2日

2015年の幕が明けました。経済環境が厳しさを増す中で、「いかにして目標を実現していくか」を考えることは、経営者をはじめ全従業員にとって非常に重要なテーマであると思えます。環境変化を的確に捉えることはもちろんのこと、会社や自分自身は「どうありたいのか、どうなりたいのか」を明確に持ち、「これを何が何でも実現する。少しでも近づくといい。強い意志と不断の努力や行動が、会社や自分自身の将来の有り様を大きく左右するのではな

目標の実現に向けて

いででしょうか。▼経営者は守るべき原則を確認しながら大きな目標に向かって、常に変化していく経営環境を敏感に感じ取り、あふれる情報の中から本当に自社にとって価値ある情報を選択し、意思決定と行動を続けていかなければなりません。▼大きな目標や理念だけを明確にしても十分ではありません。そこに至るまでの「道しるべ」となる中期的な目標やビジョンを示すとともに、そのために今何をすべきかを具体化した経営計画も必要といえるでしょう。